# 経済建設常任委員会会議録

平成25年5月30日(木)

(開 会) 10:04

(閉 会) 12:30

## 案 件

- 1. オートレースの運営について
- 2. 産業振興について
- 3. 建設行政について

## 報告事項

1. 中心市街地活性化の取り組みについて (商工観光課)

2. 平成24年度予約乗合タクシー・コミュニティバス利用状況について (商工観光課)

3. 工事請負契約について (上下水道局総務課)

4. 工事請負変更契約について (下水道課)

5. 工事請負変更契約について (住宅課)

6. 工事請負変更契約について (農業土木課)

7. 工事請負変更契約について (土木建設課)

8. 公用車による交通事故について (土木管理課)

9. 農業用水路における受傷事故について (農業土木課)

10. 第二次行財政改革大綱(素案)について (行財政改革推進課)

### 委員長

ただ今から経済建設委員会を開会いたします。

「オートレースの運営について」を議題といたします。「売上額及び入場者の状況等について」、執行部の説明を許します。

# 事業管理課長

それでは、平成24年度飯塚オートの売上額及び入場者数について、提出しております資料に沿って説明いたします。

資料1ページの「平成23・24年度売上額及び入場者比較表」をお願いいたします。平成24年度A欄の合計のところでございますが、開催日数は85日、売上額は114億6756万7100円、1日平均の売上額は1億3491万2600円となっており、前年度B欄の合計のところですが、開催日数81日、売上額は134億9416万7800円、1日平均の売上額は1億6659万4700円でしたので、累計売上額では平成23年度と比較して20億2660万700円の減、1日平均で3168万2100円の減となっています。

次に、入場者数は表の右のほう24年度D欄でございますが、24年度25万3272人で1日平均は2,979人、23年度が26万6054人で1日平均は3,284人でしたので、累計入場者は12,782人の減、1日平均では305人の減となっています。

このように、平成24年度におきましては累計売上額及び1日平均売上額、入場者数とも に前年を下回っております。これは、払戻率の変更、引き続いております景気の低迷などに より影響があったものと考えております。

次に、平成25年度4月の売上額及び入場者の状況について説明いたします。2ページを

お願いいたします。平成25年度4月の売上額の実績につきましては、A欄の合計のところですが、売上額21億1336万400円、開催日数は9日間であります。平成24年度との比較につきましては、平成24年度が普通開催の3日間に対しまして、平成25年度が普通開催4日間とSG開催5日間の計9日間であり、グレードの差がございますので、比較の説明は省略させていただきます。

次に、平成25年5月9日及び10日の本場ナイター開催時におきまして、鳥の侵入により9日の第12レースを不成立、10日の第12レースを中止いたしました件について、報告いたします。9日午後8時40分過ぎに最終レースの第12レースを発走するため、選手がハンデーラインに並んだ時点で鳥約30羽が走路内に侵入し、低空を滑空しておりましたため、発走を一時中止し、再発走の時間を午後8時55分とし、この間、競走会職員及び場内車で鳥の排除を行いましたが、時間までに排除することができなかったため、やむを得ず競走不成立としたものであります。

また、翌日10日の午後8時10分頃、第11レースの発走直前に再び鳥が群れで走路内に侵入したため、場内照明を一旦落として鳥の排除を行い、第11レースを午後8時46分に発走いたしました。この間の鳥の排除に時間を要したため、第12レースを中止としたものでございます。

5月11日及び12日の3日目、4日目につきましては、第10レース、第11レース及び第12レース発売中に走路内の照明を落とし、発送前に走路内4カ所で花火で異音を発生させるなどの対策を講じ、鳥の侵入がなかったため、通常どおり競走を実施いたしました。

鳥の種類は、ハマシギ、シロツバメ、ハクセキレイなどではないかとのことでありますが、 特定できておりません。

今後のナイター開催につきましては、前回同様の対策に加えまして、開催3日前からテスト照明を行いまして、鳥対策を実施してまいります。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

# 委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

# 瀬戸委員

1点、全般についてということでしたので、お聞きをいたします。南九州市の場外車券場の売り上げの推移とか状況はどのようになっているか、ご報告をお願いしたいと思います。

#### 事業管理課長

先の経済建設委員会等でご報告をいたしておりますが、当初の売上目標から約1割程度の売上状況となっておりますが、年度末から4月におきましては売上額につきましては少し上昇いたしておるところでございます。5月12日の日曜日につきましては、3場併売を行いまして、140万円の売上額を達成いたしておりまして、若干徐々にではございますが、売り上げが上昇しておる状況でございます。

#### 瀬戸委員

若干売り上げが上がっているということですが、当初の目標に対して何%ぐらいの割合になっているんでしょう。

## 事業管理課長

当初の目標に対しまして、平成24年度につきましては約9%強の率になっております。 瀬戸委員

開催して間もないんですが、何か要因、原因ですね、売り上げの上がらない要因。そしてまた、それに対しての開催地側と飯塚市側とどのような手段、方法をいろいろ考えておられるのか。その辺があれば聞かせてください。

## 事業管理課長

オートレース川辺の設置者でありますデュナミスとはですね、常日頃から連携を密にいたしておりまして、昨年は鹿児島現地からバスツアーを企画いたしまして、直接、飯塚オートの本場を見ていただいてお帰りいただく、そういったこと。それからグレードレース、G 以上につきましては川辺のほうに解説者を送って、現地で解説を行う、そういった事業を行っておるところでございます。また、あわせまして、選手に川辺のほうに行っていただきましてイベント等を行いまして、ファンサービスに努めてお客さまの関心を持っていただいて、オートレース川辺のほうに来ていただくという事業は続けて行っておるところでございます。

## 瀬戸委員

要望になりますけど、初めての飯塚市としては場外車券場ということで、他の所もいろいるですね、やっぱりこう見ておられるんじゃないかなと思うんですよね。ここが成功すれば、またほかの場所もですね、小城市なんかは手を下げられたみたいですけど、ほかの場所もね、また手を挙げて来られる所があるんやないかと思いますんで、とにかく売り上げが上がるように何らかの方法を講じられて、頑張っていただきたいとお願いを申し上げます。以上です。

## 委員長

ほかに質疑はありませんか。

## ( ほかになし )

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたい と思います。これにご異議ありませんか。

## ( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。 次に、「産業振興について」を議題といたします。

「飯塚市新産業創出ビジョン2013~2017について」、執行部の説明を許します。 産学振興課長

飯塚市新産業創出ビジョン2013~2017についてでございますが、A4判、全78ページの冊子が全てでございます。

なお、本ビジョンにつきましては、今月上旬に議員の皆さま全員に配付させていただいたところでありまして、A4横1枚ものの資料を準備しておりましたが、先だっての委員長説明の折にご指示いただきましたので、本日は全14ページの「飯塚市新産業創出ビジョン2013~2017【概要版】」という冊子を準備しておりますので、そちらでご説明させていただきたいと思います。

さて、本市では、平成15年度から「e-ZUKAトライバレー構想」第1ステージ、平成20年度から第2ステージと、計10年間、人材育成、産学官連携、ベンチャー支援、ビジネスモデル構築などの種々施策を段階的に展開してきたところでありますが、昨年度その終期を迎えました。つきましては、以降5年間の方向性を定めるべく、昨年7月から各種調査・情報収集を行いながら、産学官の関係者で任意に組織構成いたします飯塚市トライバレー委員会に諮りまして、本市を取り巻く現状と課題、産業振興の施策体系等につきまして、本年3月に本件「飯塚市新産業創出ビジョン2013~2017」として、取りまとめたものでございます。

ちなみに、トライバレー委員会の構成についてはお手元の概要版には記載がなく申し訳ありませんが、既に配付済のビジョン本篇の最終ページに掲げております、地元企業経営者や商工会議所、近大産業理工学部、同短期大学及び九工大情報工学部の先生方、あわせまして九州経済産業局、福岡県など、産学官の関係者13名であります。

さて、ビジョンの策定に当たりましては、まずは新産業創出に向けたこれまでのトライバレー構想第1・第2ステージの過程におきまして、ITを活用した地域産業の活性化を掲げておったところでありますが、時代の変遷の中でIT(情報技術)は急速に進展いたしまして、

いまやITは産業分野を問わず、経済活動や人々の生活においてのイノベーションを生み出す 技術であると同時に、日常的なコミュニケーションツールとなっております。今後はこの技術 力の源泉となりうるICT(情報コミュニケーション技術)を活用し、さらに産業力を高め、 求心力を持った新産業の創出が大きな課題となっております。このような流れを踏まえまして、 3ページ以降にお示ししておりますとおり、本ビジョンの「めざす姿」と「施策の体系」をま とめた次第であります。

まずは、「めざす姿」でございますが、「人と産業が集まり成長するまち」といたしまして、 その施策方針を3つ掲げました。

次に、4つの施策の柱立てを行いまして、基本施策14項目を掲げるとともに、重点プロジェクトとして医工学連携の推進を掲げたところです。

また3ページに戻りますが、このことにより、今後5年間の数値目標といたしまして、新規プロジェクト件数15件を創出し、また、新産業分野への参入企業数を30社にふやし、なおかつ、本市における産学官交流に関わる講演会やフォーラムなど、さまざまな研究交流に集まる人々を、述べ1万5千人として、これを達成できるよう取り組んでまいります。

なお、これら施策にかかる各事業の展開においては、実施・推進体制といたしまして、 4ページ下段に示す産学官連携の枠組みを基本として、進めるものであります。

次に、4つの施策の柱ごとにページを割りつけまして、5ページに「1.地域企業のイノベーション促進」、6ページに「2.課題解決型ビジネスの創出」、7ページに「3.企業のニーズに応じた支援体制の強化」、8ページに「4.人材と技術・情報の集積」でありまして、それぞれの施策の柱に従って、基本施策の概要を記載しております。

とりわけ、本ビジョンにおける特徴といたしましては、5ページの「(2)新産業創出支援の 医療環境エネルギー等成長分野への参入支援」でございますが、今後の成長分野である医療・環境・エネルギー分野等への企業の事業領域の拡大や新規参入を促すため、これまで以上に産学官連携による仕組みづくりを進めていくということであります。

また、6ページの「(1)地域の課題解決ワークショップの開催支援」におきましては、地域内での起業風土の醸成やソーシャルビジネスへの関心を高めながら、地域の課題について、地域の人材や技術、ネットワークなどを活用して効果的、効率的に解決することを目的とした「課題解決型ワークショップ」の開催を支援してまいりたいと存じます。

同じく、6ページの「(3)技術者コミュニティの形成支援」では、今までのIT関連をは じめとするベンチャー企業創出数の約半数が、都市圏への移転や廃業によりまして、地域に残 るベンチャーが残りの半数という状況がございます。都市圏と比較して市場規模が小さい本市 では、一定数の企業・人材の流出はやむを得ないと考えられますが、今後はそれら都市圏に移 った企業や人材と市内企業・大学との交流を保つことで、新たなビジネスチャンスにつなげる ことを目指すものであります。

最後に9ページ、10ページにつきましては、重点プロジェクトといたしまして、「医工学連携の推進」を大きく掲げており、これら施策の象徴的な取り組みとなるよう精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、新たなステージとなる「飯塚市新産業創出ビジョン 2 0 1 3 ~ 2 0 1 7」におきましては、これまでの地域資源をエンジンとした新産業の創出という方向性を生かしながらも、幅広い産業分野も視野に入れ、「人と産業が集まり成長するまち」をめざして取り組んでまいります。

以上、簡単ですが、ご説明、ご報告を終わります。

#### 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

次に、「飯塚市観光振興基本計画書に係る平成24年度観光アンケート調査・分析報告及び実行計画(案)策定について」、執行部の説明を許します。

#### 商工観光課長

「飯塚市観光振興基本計画に係る平成24年度観光アンケート調査・分析報告及び実行計画 (案)策定について」、配付資料に基づきご報告いたします。

資料の1ページ、「はじめに」の下から2段落目に記載しておりますとおり、飯塚市観光振興基本計画書につきましては、平成20年度から平成29年度までの10年間を計画期間として、平成20年3月に策定しました。

本市の観光振興につきましては、平成19年5月にオープンしました旧伊藤伝右衛門邸をは じめ嘉穂劇場、長崎街道内野宿等を中心に、観光協会をはじめ商工会議所や青年会議所、商工 会や各種まちづくり団体などとも連携を図りながら、観光振興を図っているところであります が、今回は観光基本計画策定から5年を経過した現在の本市の観光振興の現状と課題を再調査 するために、国の緊急雇用創出事業を活用して飯塚観光協会に委託し、主要観光施設7カ所及 び市内企業等42社・団体、44カ所を対象にアンケート及びヒアリング調査を行い、再検 討・分析した結果を踏まえまして、実行計画(案)の提案を受けたものでございます。

主要観光施設につきましては、「資料編」でございます9ページに実施場所として7カ所、 旧伊藤伝右衛門邸、嘉穂劇場、長崎街道「内野宿」、筑豊ハイツ、サンビレッジ茜、イイヅカ コスモスコモン、農楽園八木山でアンケートを実施しております。

も j 1 つ、企業・団体等のヒアリングにつきましては、 5 4 ページに記載しております調査 先企業・団体リストをご参照いただければと思います。

アンケート調査等の集計結果につきましては、8ページから54ページにかけまして「資料編」として掲載しております。個別の説明は省略させていただきます。

資料4ページから7ページにかけましては、アンケート等の調査結果に基づき、観光産業強化に必要な主要ファクターを「食」、「交通」、「情報」の3本柱として分析を行った結果を掲載しております。その分析結果に基づき、「食」、「交通」、「情報」に関する具体的な実行計画(案)の提案が資料55ページ以下に提案されておりますので、簡単にその概要を説明させていただきます。

まず、「食」に関しましては、既存の「スイーツ」、「ホルモン」の充実とあわせて、盛況のうち開催されました「筑豊ラーメンフェスティバル」が、市内及び近隣地域から幅広い年齢層の多くの誘客があったことから、「ラーメン」を新たな題材に観光振興につなげていくという提案があっております。

次に、「交通」に関しましては、市内を周遊観光するには交通の便が悪いというアンケート 結果を踏まえ、周遊型の観光タクシー運行についての提案があってあります。

最後の「情報」に関しましては、新たな情報発信の取り組みとして「ご当地アイドル」を活用したPR活動、これは昨年、飯塚観光協会にて筑豊のご当地アイドル「スマイル」を「いいづか観光PR隊」に任命して現在進めておるところでございます。このご当地アイドルを活用したPR活動、また、若年層の観光客誘致が弱いことから、本市の魅力的な観光情報をリアルタイムに発信していく手段として、インターネットテレビ局の開設、フェイスブックやツイッターなどのソーシャルネットワークの活用強化などが提案されております。

今後は、本報告書の調査・分析内容及び実行計画(案)の内容について、関係機関・団体と協議・連携しながら、観光振興に役立ててまいりたいと考えております。

なお、現在のホットな取り組みとしまして、来年のNHK大河ドラマが黒田官兵衛を題材にしました「軍師官兵衛」に決定しましたことから、黒田藩にゆかりのある本市におきましても「黒田官兵衛いいづかプロジェクト」を関係各位と立ち上げ、また、福岡県が事務局を務めます「軍師官兵衛福岡プロジェクト」にも参加協力しながら、本市の観光振興につなげるべく活

動を行っているところであります。以上で報告を終わります。

#### 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

## 明石委員

今ざっと説明されましたけど、7つの施設の中でいろんな用語が出ているかと思いますけど、例えば内野宿はですね、トイレとお土産売り場がないということで、こういうものをどれぐらいの日数でどういうふうに完成するのか。ほかの所も多分そういう要望がたくさんあるんではないかと思いますもので、そういうものがこの中に、まだこれいただいたばかりで読んでませんもんではっきりわかりませんけど、主な要求、施設等の要求があればお答えいただければと思いますけど。

#### 商工観光課長

個別の施設についての要望については各種いろんな場所でアンケートをとっております。先ほど言われました内野宿につきましても、まあトイレの問題とかお土産の問題とか、いろいろアンケート等にも出て来ておりますので、その部分につきましては指定管理者等々と連携を取りながら、早急に改善できるところについては早急に改善を図っていきたい。また時間がかかるものもございますので、その部分については計画を立てながら進めてまいりたい。そのほかの施設につきましてもそこそこでアンケート等をとった中で協議を行っておりますので、そういう対応を図っていきたいと考えております。

## 明石委員

ぜひ早急に、できるものは早く、お金のかかるところは市長に頼んで、できるだけスムーズ に行くようにお願いして、終わります。

#### 委員長

ほかに質疑はありませんか。

## 瀬戸委員

今この冊子でもらって質疑も出たわけですが、1、2点ちょっと質問させてください。ヒアリング、調査されたと、企業・団体等。これはどなたが決められたんですか。

## 商工観光課長

選定につきましては観光協会、市とも打ち合わせをしながらでございますが、観光協会が主 に決定をしております。

#### 瀬戸委員

下のほうにですね、直売所、スイーツ、ラーメンと。ラーメン屋さん行ったけど、ほかのうどん屋さんとかね、筑豊で有名なチャンポン屋さんとか、いろいろあると思うんですよね。そのラーメン屋だけになっているから、これもう少し幅広くね、まあラーメンはこの頃定着してきたのかもしれませんけど、昔からうどん屋さんややっぱり飯塚で言えばチャンポンとかも有名ですし、そういうところもね、含めたところで。

それともう1つ、今いろんな民間団体、NPOを含めたところでですね、いろんな企画、イベントを打ってありますよね。そういう団体も一切入ってないなと思って見てたんですけど、ただ先ほど書いてある芸能活動の中に、おそらく今ご当地アイドルのスマイルさんのこととか書いてあると思いますけど、この辺についてはですね、また補助金等とかね、いろんなそういう応援の形とかいろんなこと考えてあるんですか。その2つ聞かせてください。

#### 商工観光課長

ただいまご質問のありましたスマイルさんにつきましては、自主的に活動を進められておられる中で市、観光協会も挙げて、市のPRにも協力していただいているというところでございますが、補助金とかそういうものではなく、いろんな活動の機会、場面、そういうところでご活用させていただくというところで、いろいろな協力をさせていただいているところでござい

ます。個別に補助金とかいう形じゃなく、相互協力をしながらできることをやっていきましょうというところで、協力をさせていただいているところでございます。

もう1つ、先ほどのうどん・チャンポン、そういうものも題材になるんじゃないかということでございます。ラーメンにつきましては、ご承知のとおりラーメンフェスティバルというものが昨年、ことしと2回開催されまして、非常に盛況にとり行われておりました。そういうところにも着目して、今回こういうご提案もあっております。言われますとおり、うどんとかチャンポン、そういうものにつきましても売り込めるような環境が整えばですね、そういうものもいろんな観光資源として、そのほかにもいろいろ出てくると思いますので、そういうものも含めて検討したいと考えております。

## 瀬戸委員

団体さんもいろいろあるやろうから、いま言った民間のそういうイベントを打ったりしているところもたくさんあるじゃないですか。そういうところに対してもね、ヒアリング調査とかいうのをなぜしなかったかということを言っているんですよ。

## 商工観光課長

今回につきましては施設、それとリストに載せておりますところの、企業のみになっております。言われましたように、近年につきましては、NPO団体、まちづくり団体、いろんな活動をなされております。そこにつきましてはいま我々とも協力しながら、事業をやっておるというところもございます。いろんな情報収集は行っておりますので、それは生かした中で観光振興につなげていきたいと考えております。

## 瀬戸委員

お願いしているのは、偏らないように。やっぱりいろんな団体さんいらっしゃるしね、偏ったようなことにならないように、こういうヒアリングするにしても何かやるにしても、そういうところまでしっかりと踏まえたところでやっていただきたいなと。これ要望しておきます。以上です。

# 委員長

ほかに質疑はありませんか。

## ( ほかになし )

次に、全般に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

## ( 質疑なし )

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたい と思います。これにご異議ありませんか。

## ( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「建設行政について」を議題といたします。

「橋梁長寿命化実施計画について」、執行部の説明を許します。

## 土木管理課長

皆さまにお配りしております資料に沿って説明させていただきます。それでは、お手元の 資料をお開きください。目次に沿って、各項目の概要を説明いたします。

1ページをお開きください。「1.橋梁長寿命化実施計画策定の背景と目的」 国土交通 省によりますと、我が国が管理する道路橋は高度経済成長期に建設されたものが多く、今後、 これらの橋の多くが老朽化していきます。飯塚市においても、管理する橋は、2013年度 3月現在626橋あり、このうち建設後50年を経過する橋が25橋、20年後には 341橋と増加し、全体の54%を占めるようになります。これに対応する管理について、 損傷が大きくなってから対策を実施する従来型の管理方法では架設及び、補修に要するコストが膨大になります。このため、市が管理する道路橋が急速に高齢化を迎える中、3つの基 本的な目的、「1.計画的な維持管理による道路の安全性の確保」、「2.維持管理費の縮減」、「3.予算の平準化」、以上の3つを達成するために、国が創設した長寿命化修繕計画策定事業補助制度を利用して、飯塚市橋梁長寿命化実施計画を策定し、計画的かつ効率的な管理とコスト縮減を図るものであります。

2ページをお開きください。「2.管理橋梁の現状」 これについては2ページから3ページに記述しております。2ページに飯塚市内の橋の数の集計と、橋の損傷状況を示しております。3ページに代表的な橋の損傷例について説明しております。

4ページをお開きください。「3.橋梁長寿命化実施計画の基本」 これについては4ページから6ページに記述しております。4ページ、5ページにまたがりますが、社会に与える影響に着目した橋の分類と橋の状態を判断する健全度の判定指標、5ページ、6ページにまたがりますが、橋をいくつかの区分から判定し得点化することで橋の状態を判断するための算出指標としての橋りょう個別総合点、対策の必要性を判断するための管理水準、橋の損傷状況を早期発見するための点検の方法について説明しております。

7ページをお開きください。「4.長寿命化実施計画の策定」 これについては7ページ に記述し、今後、補修を実施すべき橋と定期的な点検を実施する対象橋梁数、対策が必要と された橋の優先順位を決めるために考慮すべき要因の基本設定について説明しております。

8ページをお開きください。「5.橋梁長寿命化実施計画による効果」 これについては8ページ、9ページに記述しております。8ページに道路の安全性の確保とコスト縮減効果、9ページに予算の平準化について説明しております。

同じく9ページに、「6.学識経験者からの意見聴取」 策定に際し専門知識を有した学識経験者の意見を聴くものとする要綱に基づき、実施したものです。

以上をもとに、今後10年間に補修すべき橋梁として18橋を選定し10ページに記載し、 11ページに位置図をつけております。

先ほども説明させていただきましたが、今後10年計画の対策優先順位の基本設定を表中 下部に記述しております。これについて説明させていただきます。

- ・補修実績や落下事故が発生した橋梁で、重要河川(一、二級)にかけられた橋梁、車両通行の多い幹線道路及び国県道を跨ぐ橋梁を優先させる。
- ・損傷程度や橋の規模等、総合的個別条件に基づいて算定された橋梁個別総合点(表中)が高い橋を優先させる。
- ・健全度(表中)が低い橋を優先させる。
- ・社会的影響度(表中)の大きい橋を優先させる。

以上の選定基準により、今年度より工事設計委託を実施し補修を行っていく予定であります。

なお、表中整理番号 1 から 8 番までを短期計画として今後、順次補修していくものとし、 中期以降につきましては定期的に行う点検結果により優先順位を検討していきたいと考えて おります。

また、この表に記述しておりません橋梁につきましても、継続して行う点検に基づき維持、 修繕、管理を実施していくものであります。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

## 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

## ( 質疑なし )

次に移ります。次に、「明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟概要について」、執行部の説明を許します。

# 建設総務課長

明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟の概要について、説明をさせていただきます。資料を2枚提出しておりますが、1枚目はこれまでの明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟等の概要を記載しております。2枚目は、市道 明星寺団地1号線A-B-D間、姿・囲線B-C間を黒塗りして示した図面となっております。

それでは、平成25年4月8日付で福岡地方裁判所に提出された訴状の概要について、説明をいたします。1枚目の資料をお願いいたします。1に記載している分ですが、不作為違法無効確認等請求事件として訴状が提出されています。請求の内容といたしましては、原告が平成24年7月25日付で提出した飯塚市自費施工承認申請について、市長が何ら処分をしないことが違法であることの確認、及びその承認申請の承認を求めるものでございます。なお、原告が申請している施工内容は2枚目の資料をお願いします。平成24年7月25日付で自費施工承認申請箇所A及びBの部分に2箇所、待避所を設置し、見通しの悪い箇所の伐採を行うというものでございます。

1枚目の資料をお願いいたします。「2.以前の訴状等の概要」として記載しておりますが、これまでに 平成24年12月28日付で措置命令取消し請求事件の訴状が提出されています。また、 平成25年1月31日付で仮の義務付けの申立て、 平成25年1月31日付で執行停止申立てが出されております。

それぞれの概要ですが、 措置命令取消し請求事件については、市長が平成24年5月26日付で行った明星寺団地1号線の大型ダンプ車両通行中止の措置命令の取り消し、原告が平成24年7月25日付で提出した特殊車両通行認定申請について、市長が何ら処分しないことが違法であることの確認、及び特殊車両通行の認定を求める内容となっております。

仮の義務付けの申立てについては、特殊車両の通行を仮に認定することを求める内容、 執行停止申立てについては、平成24年5月26日付で行った措置命令を措置命令取消し請求事件の第1審の言い渡しまで停止することを求める内容となっております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

# 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

#### 坂平委員

この問題は以前からずっと出てた問題ですが、基本的にこの2枚目の資料の中でですね、AからBですか、そしてC、これは幅条例に基づいて大型車両の通行を禁止するということで標識を立てられてそういう措置をされてますよね。まず、そのあたりを確認させてください。

# 建設総務課長

いま質問者言われましたように、そのとおりでございます。

#### 坂平委員

であるならば、ここはあくまでも、まあ元に戻りますが、当初は建設課のほうで道路幅員 を図ったところ幅員はありますという報告がなされましたよね。それは間違いないですかね。

# 土木管理課長

間違いございません。

#### 坂平委員

その後に地元の方かどなたか、幅員がないということで、再度調査の依頼があったわけで すよね。それはそういうことでいいですかね。

## 土木管理課長

いま言われたとおりでございます。

## 坂平委員

でそのときに、あくまでも市長のほうが地元説明会なのかどこで言われたかがわかりませ

んが、幅員がなければ幅条例に基づいて通行禁止をするということで言われたのは間違いないですかね、市長。

### 委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:49

再 開 10:49

委員会を再開いたします。

都市建設部長

後になりますけども、そういうことがあったことは覚えております。

坂平委員

それはどこの場所でどういうふうな状況の中で発言されたか、ちょっと再確認させていた だけんですか。

## 委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:50

再 開 10:53

委員会を再開いたします。

都市建設部長

平成24年4月26日にですね、15時頃、地元住民が市長に面会を求めたことがございます。そのときにですね、地元住民は通行禁止を求めたところですが、市長は弁護士の意見を聞きながら同じ方向性を持って行動する旨を発言しております。

#### 坂平委員

もう一度ちょっと。その市長が弁護士を通じて、そのあたりもう1回ちょっと。

都市建設部長

そのときでございますけども、市長は弁護士と相談する中でですね、同じ方向性を持って 行動するという旨を話しております。

## 坂平委員

じゃあ私はどこで聞いたか、私も記憶がはっきりしないんですが、地元説明会の中で道路幅員が、幅がないというものに対して、幅がなければ通行禁止令を発令しますということで言われたということで聞き及んでおるんですが、その発言はなかったんですかね。

#### 都市建設部長

それがですね、事実であればですね、そういうことで申し上げたということでございます。 坂平委員

いやいや、意味がよく理解できません。それが事実であればと。だから実際に私は単刀直入に、道路幅がなければ幅条例に基づき大型車両の通行止めを発令しますということで市長が発言されたということで聞き及んでおります。まあ基本的にこれが原因でここまで提訴された状況の中でね、提訴というが訴訟を起こされた状況の話になってますんでね、そのあたりを厳格にご答弁いただきたいと思います。

## 都市建設部長

4月26日ですね、地元住民にお会いしたときに、そういうふうに言ったことは事実でございます。

## 坂平委員

それであるならば、このAI区からBI区、2ページの図の中ですけどね、これがあくまでも市道であって、以前も本会議場の中で道路認定の賛否をとられたときに私が質問しましたけど、このBI区からCI区、これについてはその段階でもう既にAからCまでの間の標

識を立てられてありましたよね。それをちょっと確認します。

#### 十木管理課長

今お尋ねのとおり、A、C地点に標識が立っております。

#### 坂平委員

その段階ではまだ、BからC工区は市道ではなかったんですよね。どちらですかね。

### 土木管理課長

B - C 間につきましては公衆用道路という位置づけで、認定はいたしておりませんでした。 坂平委員

その場合に幅条例に基づいて大型車両の通行を禁止すると、まあ幅の制限ですよね。これ は、この標識は立てて問題はなかったんですかね。

#### 建設総務課長

今ご質問の公衆用道路が通行制限をかけたことは違法性があるのではないかということで ございますが、道路管理者としましては市が管理している道路という、先ほど言いました公 衆用道路という視点で通行制限をかけることは違法ではないということで考えております。

### 坂平委員

いや、考えておりますじゃなくて、それは幅条例に基づいて道路制限を、通行禁止をしていいかどうかということは、いいのか悪いのか。あなたたちが基本的にこの幅条例に基づいて、制限令に基づいてこれを通行を禁止しておるわけですね、市道に対して。B工区からC工区に対して公衆用道路、里道ですよね、これにそういう標識を立てて違法性があるのかないのか。飯塚市さんとしてはないという考えとかいうことじゃなく、法律に基づいてされとるわけでしょう。そのあたりちょっと教えていただけますか。

#### 建設総務課長

先ほど説明しましたように、飯塚市としては管理上問題はないということで、違法性はないというふうに考えております。しかしながら、今この問題につきましては今ご指摘の看板を含めたところで、係争中の内容でございますので、司法の判断を仰ぐということで、そのような状況に今なっているところでございます。

## 坂平委員

いや私が言いよるのはですね、司法の判断を仰いで云々ということじゃなく、これ急きょその市道認定の議案が出たわけですね。これはもう何十年も前からこの道路はあるわけですよ。で、なぜそのこの段階になってこの市道認定を出したのかという意図的なね、形のものが少しおかしいんではないかというふうに思うから、いま質問をしよるわけです。

じゃあ、別に質問の内容を変えて、この幅条例に基づいて幅の制限をして市が制限をかけました。このときに待避所、先ほど説明がありましたね、この車線で引いている部分、AとBの地点に待避所を設置させてくれという申請が業者のほうから使用者のほうから申し入れがあったろうと思います。それは一旦は受付はされたんですか。

## 土木管理課長

一度、受付はいたしております。

## 坂平委員

じゃあ受付をされたんであれば、なぜそれを実施しなかったのか。その理由は何でしょうか。

#### 建設総務課長

待避所の自費施工申請につきましては、通行認定後の一定期間、通行条件等を守られることを確認しながらですね、検討するということで、そういうことにしておりましたが、通行認定についての方針が決定に至っていないところに訴状が提出されたということでございます。現在、裁判所の指導による協議が進行中でありますので、裁判所の市のですね、訴訟代

理弁護人のほうからも何らかの協議結果が出るまでは、現状を維持するような要請、そういうふうにですね、要請されていますので、自費施工による待避所の設置についての承認については、いま保留しているというふうな状況でございます。

## 坂平委員

あのね、話をそんなに早くとばして、私が聞いてるのは、一番当初にこの待避所の申請が出たろうと思うんですよ。今あなたが話しているのは、いま現在の話をされよるわけですね。これ訴訟が起きる前の話をいま私は原点に戻って、今お話をさせていただきよるわけです。一番当初にこの待避所を設置させてくれという申請書を、飯塚市さんは申請者から提出されたものを受付をされてあるわけですね。だから、それを確認しよるわけ。受付はしましたと、ただしそれをなぜ許可をしなかったのかということを今お尋ねしよるわけですよ、私。

#### 都市建設部長

待避所設置の前にですね、通行認定の申請が出ております。その分についてですね、通行認定を先に出すということで、順番としてはその後でございますので、通行認定を出すという方向で進めておりました。

### 坂平委員

じゃあ、通行認定は出されたわけでしょう。出されたのであれば申請はなぜ許可しなかったのかということをお尋ねしよるわけです。

#### 都市建設部長

繰り返しになりますけれども、待避所の設置はですね、通行認定をおこなって、その後の 話でございますので、順番として通行認定を先に出すという形で進めてまいりました。

#### 坂平委員

だから、通行認定は申請があって出されたわけでしょう。許可されたんでしょう。ですからそこまでは手順どおり行っとるじゃないですか。だから私が聞いてるのは、通行認定がまず最初に出されてそれを許可したのちに待避所をつくらなければいけないと。だから、その申請を手順として出しなさいという行政的指導を業者さんのほうに、申請者のほうにされたわけでしょう。申請者はその指導のもとに、そのとおりに手順を踏んで書類を提出してあるんではないんですか。

## 都市建設部長

その流れの中でですね、通行認定を出しました。その中で条件違反をしましたことがありまして、それからまあ、あの待避所の分、待避所設置の申請の分も同様にですね、許可が現 段階でおりてないということになってます。

# 坂平委員

違反行為があったというのは、確認をさせていただきますが、あなた方はその申請者に対して何時に許可を出しますという必然的、事前に打ち合わせや協議をされてあったんでしょう。まずそれを確認させてください。

## 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:05

再 開 11:14

委員会を再開いたします。

#### 都市建設部長

先ほどの質問ですけども、時間の約束はしておりません。決裁が終われば提出できるという話はしておりました。

## 坂平委員

今この委員会の場で時間の約束はされてないということで発言されましたけれど、それは

撤回はされませんね。間違いないですね。

それでは続けて、その通行認定を許可したのちに待避所の申請が出たものを取り下げを、 取り下げの指導をされたと、そして取り下げをさせたという事実はないんですか。

これは事実確認を今しよるだけで、時系列に基づいてお答えいただければ別段問題ないと思います。それで一回一回、その質問の内容にそんなに検討しなきゃ答えができないのかなというふうに思うわけですが、その都度、的確な答えを出していただけませんか。答弁を。

## 都市建設部長

待避所設置の申請についてはですね、出し直した経緯はございます。 2 度提出された経緯がございます。

## 坂平委員

いま私が質問している内容と答弁が違うでしょう。 2 度出し直したやなくて、一旦提出したものを取り下げの指導をされた経緯はございませんかと。

#### 都市建設部長

最初の申請については取り下げが行われております。

## 坂平委員

副市長、後ろ向いて指導されるなら、副市長答えてください。

#### 副市長

取り下げを指導したかどうかということは私も承知しておりませんが、ただ、いま委員がおっしゃっていることについてはですね、いろいろ、この待避所の問題についても、いつまでもずっとそのままになっているのはおかしいじゃないかという訴状もいただいております。当初、通行認定をやって、通行認定をしてですね、一定の条件を付したわけですね。一定の条件を付した中で原告側がその約束を守らなかったので、通行認定を取り消したと。その中で待避所の問題もありましたけど、顧問弁護士からそれを取り消した後に、待避所の設置問題はいっとき保留しておいたほうがいいだろうということで、うちのほうもそのままにしておったと。そういう中で経過がありますけれども、現在そのことも含めてですね、係争中でございますので、できればですね、裁判の結果、経過についてはまた報告させていただきたいと思っておりますので、この場で顧問弁護士からいろんなことについての、お互い、原告側も弁護士をたててあります。市のほうも顧問弁護士にお願いしております。そういう中でやっておりますので、ひとつその辺はご理解いただいて、ここでの、担当のほうも顧問弁護士から発言についてはいろいろと勝手にしないようにと指導も受けておりますので、ひとつその辺はご了解をいただきたいというふうに思っております。

## 坂平委員

副市長ね、私がお尋ねしよるのは、そういう訴訟の前の話ですよ。だから、先ほども私言ったように、先に行き過ぎる話ではなく、事実確認を今させていただいているだけで、その答弁は全く私が質問している内容と違うんですよね。だから待避所設置の申請書が出た。それに対して飯塚市は取り下げの指導をしたということがあったかなかったかという事実確認ですよ。まだその段階では訴訟が始まってるわけでも何でもないと思いますよ。だから先に走らずに、質問してる内容を的確に答えてください。

#### 委員長

執行部にしっかり発言の趣旨を求めます。いいですか。わかりますか。

#### 建設総務課長

今ご質問のですね、市道については、取り下げについての指導についてはしていないということで聞いております。

## 坂平委員

じゃあ、先ほど副市長が先走ってかなり進んだ話をされていましたよね。違反行為があっ

たから許可をしなかったと。じゃあ申請は、待避所設置の申請は1社だけですか。1回だけですか。そのあたりを教えていただけませんか。

# 建設総務課長

平成24年の5月の29日にまず1回目が出されております。それから6月の12日に 2回目の更新という形で出ております。

## 坂平委員

それは同じ申請者ですか。

## 建設総務課長

1回目と2回目については、2回目については別の会社も含まれております。2社から出ております。

#### 坂平委員

含まれているということは、2社一緒に申請を出したわけですか。別々に出したわけですか。そのあたり明確にお答えください。

## 建設総務課長

別々に提出されております。

### 坂平委員

じゃあ1社は認定を、その条件を違反したから許可しなかったと。じゃあ、あと1社はどういうことで待避所の設置のその許可を出さなかったんですか。基本的に私がお話をしたいのはですね、こういう市道であれば、安全かつその道路管理者がそういう設置をして、市民の安全確保をするのが目的であると思うわけです。この道路については基本的にその待避所を設ければ、大型車両も通行できるという判断をされてあるわけでしょう。1社はそういう通行許可の条件を違反したということで、許可については保留にすると。でも、あと1社は新たに出たわけですから、別にそこは違反したわけでも何でもないわけでしょう。当初はこの待避所の設置をすれば通れますよということの指導があったから、申請が出されたんではないんですか。

#### 委員長

執行部にしっかりと答弁をしていただきますよう、申し述べます。

#### 建設総務課長

待避所の設置につきましては一般的な法令的な打ち合わせといいますか、そういう説明は したというふうに聞いております。書面とかそういうものについての指導というのはしてお りません。

# 坂平委員

だから私が言っているのは、1社については通行許可証を出しておったが、それに対してその条件等を違反したということで、許可証等は出せないという結論を出されたんだろうと想定します。でも、あと1社については、別の1社については、そういう違反行為もなければ何もない。その中でなぜ許可が出なかったのかということをお尋ねしよるわけです。

## 副市長

確かにおっしゃるように、申請者については変わっております。ただ結果として次に出たものを認めると、当初のうちのほうが出ていたところも、待避所をつくれば当然通れるようになります。申請者じゃなくて、待避所ができてしまえば、そこは道交法で言えば通れるようになりますので、その辺は顧問弁護士と話す中で、結果としてそれは、この問題は地域住民の方の強い願いもありますし、行政としても安全確保ということを確かに言われる面もございますが、それを認めると違反した、違反したという言い方は悪いですけど、約束を守っていただけなかった当初の方も待避所をつくれば通れるようになるんですね、つくってしまえば。それについては問題があるであろうということで、顧問弁護士の意見もいただいて、

あわせて保留をしたというところでございます。

## 坂平委員

あなたね、おかしないま答弁をされましたよね。違反をした車両も別の企業が申請書を出 して待避所をつくれば通れるようになると。じゃあ、その業者さんを通さないために待避所 の許可を出さないという説明に聞こえるんですが、そういう解釈でよございますか。

## 副市長

そういう意味でありません。結果としてですね、待避所、通行認定と違いますので、通行認定というのは申請者だけは一定の条件を付して通行できるようになります。待避所ができれば、どの車でも極端に言えば、どの車でも通れるようになるけれども、それは地元の住民の方が大変あそこに大型車が通って危険であるとか、いろんな諸問題がありましたので、そういう問題が片付くまでは、いっとき無理であろうという判断のもとでですね、全てについて、だからどこが出してこられてもうちのほうは多分保留をしたであろうと、あのどこのがいいとか悪いじゃなくて、そういう問題を地元住民の方が、願いがありましたので、結果として全ての大型車が通るということについては地元の方とか、顧問弁護士の意見も聞きまして、それは確かに難しいであろうということで、ずっと保留してきたという経過です。

### 坂平委員

じゃあ、いま副市長の答弁であれば、地元住民の方々の意見を尊重されて待避所の許可を出さなかったという受けとめ方でよございますか。

### 副市長

それが大きな要因ではあります。ただ、顧問弁護士と話していく中で、話していく中で、相談していく中で、これはこういう問題が起こってから、顧問弁護士、ずっと市としては相談をしてまいりました。で、当初一定の条件を付して通行認定をやって、条件きちっと守ってもらえれば、次の段階に進めるであろうと正直考えておりました。ところがそれを、逆に言えば約束を守られなかったもんですから、次の待避所にはとても行けないよなという中で、取り下げがあって、次の方が、別な方が通行認定を出してこられた。しかし、それを認めると全ての車両が、先ほど言いますように通れるようになるもんですから、そうなってくると、また地元に対しても大きな、それは顧問弁護士の意見でもありますし、私たちもたぶんそうであろうということで保留していたということでございます。

## 坂平委員

そうであれば、道路というのは基本的に皆さんが通れる道路。車両も、特殊車両というのは2メートル50以上の特殊車両、これ以外は2メートル、片幅、片車線2メートル50センチで車両が全部通れるようになっているんですよね。で、基本的にそういった道路をつくるのが基本であって、飯塚市内に3,600カ所、3,800路線かな、あるわけですが、そういったものの分もそういったことで、地元の住民の方々が幅条例に付随する道路については申し立てがあれば、こういったその幅条例に基づいて、通行制限を全部かけられるわけですか。そのあたりどうですか。だから、今あなたが答弁された地元住民ということをしきりに言われていますけど、あくまでもこれは公道ですよ、ね。で、公道を多くの車両が通れるようにするのが行政の責任であり、またそういう安全かつ、安全性を保つ、確保するのが行政の責務であると私は思います。市長、そのあたりはどういうふうにお考えですか。

## 副市長

いや確かに、質問者が言われる分もあります......(「市長」と呼ぶ声あり)

仕事というのは今、ここに後ろにいるみんながやっていただいて、私の代わりにやっていただいて、その仕事の内容等に関しては詳しくわかっているわけでして、そういうものに対してですね、私が答えなくても、副市長でいいんですけれども、私は今の話に関してですね、

そういう道路が飯塚市内には相当な量はあるでしょう。しかし、それに対して全て規制をかけるということではなくて、例えばその地域の、そのエリアの住民が非常に困ると、迷惑してると、危険だと、そういうふうな声が、大きな声が上がれば、当然そこに関しては規制をかけなきゃならないような打ち合わせを業者と一緒になってしなきゃならないでしょう。そういうことを一つ一つクリアしていかなければならないから、原点としてはいいです、通っていいでしょう。だけど、地域住民から大きな声が上がって、署名まで上がって、反対まで上がって、募金活動まで上がって、そして皆さんたちの大きな声が我々に聞こえたときには、その対応は当然とっていかなきゃならんと思っております。

## 坂平委員

そうであれば、あくまでも地域住民の意見が大きくなればというのは、どの程度のものが大きい、どの程度であれば、その制限をかけないという区分はどのあたりを判断すればいいんですか。

## 市長

それは私が判断いたします。

## 坂平委員

市長も一人間でございますんで、感情もありましょう。いろんな性格の持ち主もおられるでしょう。だから、私の判断でというね、度合いがどういうふうな判断なのか。そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。だから、私がお尋ねしよるのは、どの程度の住民の声。大きな声ということで言われましたんで。

## 市長

裁判ではですね、今その部分が焦点になっているところでもあるんです、中ではですね。だから、私は正直言って答弁に関しては控えておったわけですけれども、質問者がくどく言われるからさせていただきますけれども、市民の安全が脅かされたり、地域の住民が相当な迷惑を受けているという流れの中で、じゃあ、当然職員がそこに調査に行きます。で、私はそれはちょっとこれは無理だなと、だったら、これは私はそこには規制をかけるべきだと。君たちはどう考えるか。市としてはどう考えるか。そういう話をした中で、それはいま市長が言われる形のほうがいいと思いますとか、いやそれはかけ過ぎですよと。それはどうしても業者のほうには迷惑がかかりますから、そこまでのことはないと思います。いろんな形で話し合いを当然進めていくと思います。その流れの中で、私は判断をしたいと思っております。

#### 坂平委員

であるならば、このD工区、表にありますよね。明星寺団地のほうに上がる道かな。これ は幅条例にはかからないんですか。かかっているんですか。(発言するものあり)

#### 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:38

再 開 11:41

委員会を再開いたします。

## 建設総務課長

いま質問者お尋ねのB - D間ということでございます。これについても同様の道路でございまして、B - D間につきましても大型車両が頻繁にやっぱり通行しているというふうなことを確認しておりますので、平成25年の1月の25日付で事業者に対しまして通知書を発送しております。大型車両の通行について法令を順守するようにというふうな通知の内容でございます。で、その後、訴状が提出されましたので、答弁繰り返しになりますが、現在、裁判所の指導による協議進行中でありますので、裁判官、市の訴状代理人の弁護士のほうか

らもこの内容については、協議結果が出るまで現状を維持するように要請をされているものでございます。その後の指示書、それから措置命令といった対応については、現在のところ保留しているところでございます。

### 坂平委員

いま提訴中だから規制はかけられないということなんですか、それとも飯塚市が管理する 道路として幅条例に基づいて大型車両の通行止めをするということは可能なんですか。

## 建設総務課長

いまご質問者言われるとおりの内容でございますが、措置命令まで同じように同様にかけられる道路だというふうには考えております。しかしながら、今の現状の中で現状維持のままでというふうな弁護士さんの指示も出ておりますので、市としましては弁護士の指示に従って、今のところ保留をしているというふうな状況でございます。

## 坂平委員

じゃあ市長にお尋ねしますが、全て弁護士さんの指示のとおりに全部されるわけですか、 市長。

## 市長

全て聞くわけではございません。あの、大きな問題であり、またこれは時間のかかることだと思う流れの中で、非常にこれは市と当事者とだけの中での問題として解決できる問題じゃないということを判断してますので、相互の弁護士で話し合いをしていただくというふうな形をとっております。

## 坂平委員

基本的にこの道路の管理というのは、飯塚市の市長の任命で全てできるわけでしょう、先ほどあなたが言いよったごと。で、このD工区について幅条例に値する道路であるのに、そして、その隣接した道路については幅条例の、その大型車両通行止めの規制をかけて、それから横については大型車両の幅条例にかかる道路であってもその規制をかけないという、その矛盾した結論が結果を出していま訴訟があってるんで、それは弁護士さんの意見に委ねるという形がね、少しおかしいんではなかろうかと思うわけです。だから、そのあたりをね、じゃあこれはいま現在、規制はかけないでそのまま通すという判断でいいんですね。

## 都市建設部長

先ほども申しましたけども、いま協議中の中でですね、裁判官のほうからもですね、協議 結果が出るまでは現状を維持するようにという要請があっております。その中でですね、規 制は今のところかけないで協議していくという形で進んでいくということでございます。

# 坂平委員

じゃあ、飯塚市のその道路管理者である意見というのは全く破棄されて、ないじゃないですか。それで弁護士さん、裁判所にお任せと。だから、あくまでも幅条例に基づいてその規制をかけたんだから、そういった道路については規制をかける、また住民の意見があればそれを精査して、幅条例に基づいて大型車両通行止めの判断をして、通行禁止をするというような、先ほどからの答弁でございますが、じゃあ今3,600かな800かな、路線がある分、これについてはそういった道路があるかないかということは、調査をされているんですか。それとも調査費の予算を上げられているのか。そのあたりはどうですか。

## 建設総務課長

まず調査に関することでございますが、これは調査費についての予算計上等はいたしておりません。それから調査につきましてはですね、いま現在、市のほうで管理しております道路台帳に基づきまして、ある程度のですね、把握ができるというようなことで、現段階では調査費を計上してでの調査というのは考えておりません。

# 坂平委員

じゃあ、道路台帳というのはもともとあるわけですよね。この問題が発生して約1年あまりになろうかと思います。その間、全く道路台帳の中で1年もかかってもまだ調査ができてない。しかも、またこういった住民と企業、それと行政、それが入った中でこれだけの裁判になって訴訟まで起きてこれだけの大きな問題を発生したことに対して、今後の対応策として3,800路線からある道路について全くそういう予算も上げない、調査もしないということに対してはどういうふうにお考えですか、行政としては。こういった問題はまだ今から数多く出てくる可能性もあると思います。全くそれは、またそれも弁護士さんに相談してですか。そのあたりをね、やっぱり1つの問題をいい教訓としてね、そういったことをしっかりとやっぱり予算化したりね、そういったことをやっぱり調査すべきだと私は思います。

それにつけ加えて、飯塚市さんが管理している道路、これは津島かな、津島にもそういった道路があると思います。これについては、パトライト、以前も話があってましたよね、パトライトをつけるか警備員をつけるか。そういったことで道路を使うことの可能性が、道路通行許可を出す可能性もありますと。それは無認可にそういったことを市道にパトライトをつけて通ることは可能なんですか。それはご存じですか。知っていないか、お答えください。 建設総務課長

パトライトの設置については自主規制という形で、自動車が通行する際にパトライトを点灯して、業者さんが大型車両と離合する可能な場所に待機するというふうな規制をしているということは、市としても存じております。

## 坂平委員

それは届け出があったわけですか。それとも、そういうことをやってるということを知っていて知らぬ顔というかな、見て見らぬふり、そういったことをやっとるわけですか。

#### 土木管理課長

届け出は飯塚市のほうにはあっておりません。パトライトにつきましては個人さんの所有地に建てられて、あくまで先ほど申しました自主規制ということで安全を守るという通行を行われるということで市としても確認をいたしておりますが、それの確認のみで終わっております。

## 坂平委員

じゃあへりくだってお話をしますが、例えばそういったパトライトをつけて、自主規制をして。これは市道ですよね。市道にそういったパトライトという、その自主規制という形かもしれませんが、届け出なしにそういったことをした場合に管理者である飯塚市さんはそういった箇所がだんだんふえてももう知らん顔して、自主規制でされておるんだからいいんじゃないかということでいいわけですか。例えば、その中で事故が発生したとかそういったときには、飯塚市には何ら関係ないわけですか。それこそ、そういったことこそ弁護士さんに相談をして意見を聞いて判断を委ねるべきじゃないんですか。自主規制でいいんであれば、そういったことでどんどん今からそういう既成事実があるならば、全くそのわかっとって知らん顔しとるということになれば、そういったことは全部全ていいわけですね。今まで、もう1年近くそこもなるんじゃないですか、そういった形で通っているのは。

## 建設総務課長

今ご指摘のありましたことにつきましてもですね、今後そういうふうな問題が発生するというふうなことも含めまして、顧問弁護士さんのほうにも相談しながら、市としても対応策を考えていきたいというふうに考えております。

## 坂平委員

いやいや、今後ということで今まで気がつかなかったんであればそういうふうにやってもらわなきゃいかんけど、そういったことは市長のほうには、耳には入ってないわけですか。 そういった自主規制で市道を、飯塚市の市道を通行規制をさせたりとか、そういったものに ついては全部申請書なり何なりがいるんじゃないですか。報告ありましたか、市長。

#### 建設総務課長

市長のほうには報告をいたしておりません。

## 坂平委員

いや総務課長はね、今度新たに来られたわけですから、以前からおられる面々の方が職員の方々おるわけですから、その方々は全部既にそういったことが実施されているということはご存じだったんですよね。どちらですか。

## 都市建設部長

存じておりました。

## 坂平委員

じゃあ、その点についてはいま言われたような、課長が言われたような形で今後どうするかということは十分に精査してみてください。

それともう1点。先ほどの明星寺にまた戻りますが、以前霊園をつくるときに道路のこの 里道かな、里道であった所の幅の拡幅、要するに待避所というかな、それを以前は路線下の 中ですね。これは許可されてますよね、許可を。以前されて今度、また話は戻りますけど、 待避所をつくらせないというのはどういったことでですか。ここは霊園に入るための幅が狭 いからその拡幅を自費施工でさせたという実例がありますよね。例えば、これは全く別の箇 所とかいうのであれば別ですが、同じ路線下ですよね、これ。くるっと回って行ける道路で すよね。それはどういったことで許可を出されて、今回は出されてないということなんです かね。

### 建設総務課長

ご質問の明星霊園の自費施工による道路拡幅のことだというふうに思いますが、これにつきましては平成9年度に、いま質問者言われますように、自費施工の承認申請が出まして、承認をしております。この申請の際に、地元の農区長3名の承諾書等も添付され、地元の方々の承諾も取れていたというふうなことで承諾をしております。今回の待避所の申請等の場所につきましては、昨年の6月の経済建設委員会の中でも住民の方よりの明星寺市道の待避所施工工事案に対する反対の請願が出ております。これは全会一致で経済建設委員の中でも採択されまして、その後6月29日の本会議の中でも賛成多数で可決されたということで、明星霊園の場合とは状況が異なっているというふうなことで考えております。

#### 坂平委員

じゃあこの待避所について新たにまた申請が出た場合、この経済建設委員会の中で賛否をとって可決すれば、それは許可されるんですか。

# 建設総務課長

先ほどから答弁が繰り返しになっておりますが、いま係争中ということで裁判官、裁判所のほうからの指示もありまして現状維持というふうなことになっておりますので、現段階ではそのことについては司法の判断を仰ぐことになろうかというふうに考えております。

## 坂平委員

まあ、どっちにしてもですね、これはいくら執行部に答弁を求めても、係争中、弁護士の指示に基づいてという答弁が主でございますんで、これ以上聞いてもおそらく市長はじめ、皆さん答弁ができないだろうと思います。とにかく、しかしですね、この市道というのは誰もが通れる道路、そして安全かつ生活道路としてね、安全を確保して通れるような道路にすることが行政の一番の目的だろうと思います。だから、地元住民が例えばそういったことで安全性が不安になると、安全ではないですよという意見が出れば、そういった措置ができるわけでしょう、待避所をつくったりとか。そういった形の中で速やかに片づけていくのが行政だろうと思います。だからそのあたりをね、今から先もこれいっぱいたくさん、そういっ

た道路が出てくる。特に通学路、そういったことも例えば道路に関してだから、関連があるから言いますけど、通学路にしても例えば地元からいろんな通学路の安全確保ということで言われても、あなた方やってないでしょうが。例えば、自治会長の要望書を出してくれ、何を出してくれ、手順を全部踏んでいかなきゃいかん。実際に現地に行って調査なんかやってませんよ、あなた方。だからそういったことについてはね、やっぱり十分反省していただいて、安全かつ皆さんがね、通れる道路を確保する。こういったことをね、やっぱり十分に検討していただきたいというふうに思います。

先ほども出とった老朽化した橋梁、これも一緒ですよ。だからそのあたり、弁護士さんに任せとる、その訴訟があってるから訴訟の結果を見てとかいうことじゃなくて、もう少しあなた方が汗をかいて前向きに解決していけばできる話をね、さっちそういったややこしい問題に発展させて、議会のこの委員会の中で毎回この報告、報告というようなね、報告というのはその経過を報告しよるだけでしょうが。だから、あなたたちの意見はその中に全然入ってない。弁護士さんに委ねとる、最終的には市長、あなたがね、この結論はどうするという判断を下さなきゃいかんわけですよ。弁護士さんちいうのはあなたの代弁者で行政がお願いしとるわけです。行政がこういうふうにしたいけどどうかならんかということでしよるわけやから。だから、弁護士さんがこう言うから弁護士さんの指示にのっとってという言葉はね、おかしいと私は思いますよ。そのあたり十分、今後も検討してみてください。これで終わります。

### 委員長

ほかに質疑はありませんか。

# ( ほかになし )

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたい と思います。これにご異議ありませんか。

## ( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から、案件に記載の件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

## ( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

はじめに、「中心市街地活性化の取り組みについて」の報告を求めます。

#### 商工観光課長

飯塚市中心市街地活性化事業のうち、商工観光課が所管します商業の活性化事業につきまして、平成25年度の取組状況を資料に基づきご報告いたします。

まず、「中心市街地魅力発掘・創造事業」の2事業につきましては、国の平成24年度補 正予算による経済産業省の事業採択を受け実施するものでございます。

「街なかさるくで、健幸商店街創造事業」につきましては、平成24年度に引き続き、東町商店街の旧玉置1階に開設しております「街なか交流・健康ひろば」におきまして、飯塚商工会議所が実施主体となり、にこにこステップ運動教室やスロージョギング教室を開催するとともに、街なかさるく事業としまして、中心市街地の神社仏閣や長崎街道の観光資源、商店街の逸品店舗などをめぐるスロージョギングコースを設定するなどして、街なかの賑わいを創出する予定としております。また、健康フランチャイズ制度を設け、商店街連合会の女志会及び保健所と連携し、健康を実感できるヘルシーメニュー等の開発支援を行うものでございます。

「タウンマネージャー設置事業」につきましては、昨年、設置いたしましたタウンマネー ジャーを今年度も採用し、年度当初から商業活性化に向けた企画・立案に取り組んでいただ いておりまして、ハード事業2本、ソフト事業4本について、国の補助事業公募申請の段階から商店街関係者相互の意見調整等にも積極的に関わり、国の事業採択も受けているところでございます。

次に、国土交通省の「社会資本整備総合交付金」を活用した2事業につきましては、平成24年度から引き続き実施するものでございます。

「戦略的逸品店舗誘致事業」につきましては、アンケート調査による消費者ニーズなどを参考に、中心商店街に即戦力となる逸品店舗の誘致を進めておりまして、昨年から現在までに15社に出店交渉を行い、そのうち、出店検討及び社内協議中が現在のところ9社となっております。今後とも引き続き、積極的な誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

最後に「街なかギャラリー運営事業」についてでございますが、当初予定しておりました 設置場所が昨年、正式に使用できなくなったことによりまして、事業の再構築に向け今後、 検討していくこととしております。

以上で、中心市街地活性化事業の進捗状況についての報告を終わります。

## 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

#### ( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成24年度予約乗合タクシー・コミュニティバス利用状況について」の報告を 求めます。

## 商工観光課長

平成24年度予約乗合タクシー・コミュニティバスの利用状況につきまして、ご報告いたします。報告につきましては、お手元にお配りしております資料に基づいてさせていただきます。

まず、資料1枚目の予約乗合タクシーについて、ご説明いたします。(1)の「運行状況」につきましては、に「運行地区」と「運行車両台数」を記載しております。「運行地区」につきましては、地区公民館を基本単位として市内を12地区に分け、頴田と鯰田を統合して1つの頴田・鯰田地区とした中で、市内中心部の飯塚・立岩・菰田の3地区を除いた8地区で運行しております。「運行車両台数」につきましては、地形、バス等の公共交通機関の運行状況、並びに実証運行中の利用者数実績に基づきまして、表に記載のとおり、合計で11台運行しております。また、に記載しておりますとおり、平成24年度の年間運行日数は242日で、1日8時間の運行時間で運行しておりました。

次に、(2)の利用者登録数につきましては、 に市全体の月毎の利用者登録数の推移、また には地区別の登録者数を記載しております。平成24年度の登録者数合計は の表の右端合計欄に記載しておりますとおり、市全体で5,707人となっております。 には地区別の登録者数を記載しております。

次に、(3)の利用数につきましては、 に市全体の月毎の推移、また には地区毎の利用者数を記載しております。平成24年度の利用者数合計は、 の表の右端合計欄に記載しておりますとおり、市全体で23,903人、1日平均では98.8人となっておりました。1日平均利用者数の推移を見ますと、7月以降は1日平均108人程度の一定の状況になっておりまして、地区別に見ますと に記載しておりますように、筑穂地区、穂波地区で利用者が多く、鯰田地区、飯塚東地区では少ない状況となっております。

続きまして、2枚目をお願いいたします。コミュニティバスについて、ご説明いたします。(1)の「運行状況」につきましては、コミュニティバスは頴田・飯塚線、庄内・飯塚線、筑穂・飯塚線の3路線で3台、平成24年度は平日の242日運行しておりまして、1日当たりの運行本数及び停車バス停数は、頴田飯塚線は1日6便、67カ所で停車し、庄内・飯

塚線は1日7便、62カ所で停車、筑穂・飯塚線では1日7便、50カ所で停車しておりました。

次に、利用数につきましては、(2)の に市全体の月毎の利用者数の推移、また には、路線毎の利用者数を記載しております。平成24年度の利用者数合計は18,876人となっておりまして、 の上から3段目の1日平均利用者数の推移を見ますと、1月~3月は利用者数が若干低下したものの、年間を通じて月間平均78人程度とほぼ一定の状況になっておりました。路線別に見ますと、 に記載していますが、頴田・飯塚線では合計で3,395人、1日平均14人、庄内・飯塚線では合計4,724人、1日平均19.5人、筑穂・飯塚線では合計10,757人、1日平均44.5人の利用という状況でございました。

以上で、「平成24年度予約乗合タクシー・コミュニティバス利用状況」について、ご報告を終わります。

## 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

## ( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」の報告を求めます。

## 上下水道局総務課長

上下水道局から、工事請負契約の締結状況につきまして、お手元に配布しております資料により報告をいたします。

A 4 横書き「工事請負契約報告書(上下水道局総務課)」と記載しています資料をお願いいたします。今回報告します請負契約は、「幸袋第三汚水幹線管渠布設(1工区)工事」、「目尾第三汚水幹線管渠布設工事」、「目尾鯰田汚水幹線管渠布設(11工区)工事」の3件で、いずれも条件付き一般競争入札により契約を締結するものです。入札の執行に当たりましては、業者選考委員会で審議し、「建設工事条件付き一般競争入札実施要領」に基づき、要件等を付して3月25日に入札を行っております。

資料1ページの、「幸袋第三汚水幹線管渠布設(1工区)工事)」につきましては土木ランクの工事で、9120万7200円の予定価格に対し7752万5700円、落札率84.99%で、友栄土木株式会社が落札しました。この入札につきましては18者の同額入札になりましたので、地方自治法の規定により、くじ引きで落札者を決定しております。

次に、資料2ページの「目尾第三汚水幹線管渠布設工事」につきましては土木 ランクの工事で、7805万8050円の予定価格に対し6629万5950円、落札率84.93%で、柴田建設工業株式会社が落札しました。この入札につきましても17者の同額入札になりましたので、くじ引きで落札者を決定しております。

最後に、資料3ページの「目尾鯰田汚水幹線管渠布設(11工区)工事」につきましては 土木 ・ ランクの工事で、6822万9千円の予定価格に対し5649万円、落札率82. 79%で、﨑村組が落札しました。なお、この入札につきましては、変動型最低制限価格方 式で落札者を決定しております。

## 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

## ( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」の報告を求めます。

# 下水道課長

工事請負変更契約の報告をいたします。お手元に配付しております「工事請負変更契約報告書(上下水道局 下水道課)」と記載しております資料をお願いします。

「浦田第一雨水幹線整備(3工区)工事」でございますが、原契約金額から72万1350円を減額しまして、変更契約金額を5072万8650円とするものです。

その主な理由は、土留工の鋼矢板については既往の土質調査に基づき計画していましたが、 工事区間の中間地点で固い地盤となり鋼矢板圧入ができなくなったため、新規に土質調査を 行い工法と矢板長を見直し、減額変更となったものです。また、土質調査の解析と工法検討 等に時間を要したことから、工期を延長したものです。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

## 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

## ( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」の報告を求めます。

#### 住宅課長

工事請負変更契約について、報告いたします。お手元に配付しております資料をお願いします。

工事名は、「川島公営住宅造成工事」でございます。変更金額につきましては、原契約金額1億883万5650円を303万9750円増額いたしまして、変更契約金額は1億1187万5400円でございます。

主な変更理由につきましては、残土を運搬する際に地元の生活道路を横断することから、 地元の要望により交通誘導員に変更が生じたこと、伐木数量がふえたこと、さらにブロック 積の施工時に薄い粘性土の層が原因による土砂の崩落により、大型土のうによる土留めが必 要となり増工したこと、あわせて数量の精査による変更を行ったものでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

# 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

### ( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」の報告を求めます。

## 都市建設部次長

工事請負変更契約の報告をいたします。お手元に配付しております「工事請負変更契約報告書(都市建設部 農業土木課)」と記載しております資料をお願いします。

「鯰田井手ノ上用排水路改良工事」でございますが、原契約金額9797万2350円に2399万1450円を増額しまして、変更契約金額を1億2196万3800円とするものです。また、原契約工期、平成25年3月31日を変更契約工期、平成25年5月31日とするものです。

その主な理由は、実施に当たり現地を掘削の結果、地盤が軟弱でありましたので、再度ボーリング調査を5カ所行った結果、深さが12メートルの軟弱地盤層が続いていることがわかりましたので、矢板の構造を変更する必要が生じたため、仮設工の増額及び工期の変更をするものです。

次に、2枚目でございます。「大谷池貯水施設改良工事」でございますが、原契約金額7679万2千円に215万9850円を増額いたしまして、変更契約金額7885万1850円とするものです。また、原契約工期、平成25年3月31日を平成25年5月17日とするものです。

その主な理由といたしまして、実施に当たり現地を掘削の結果、1号大型ブロック積基礎 部の地盤が軟弱であったため改良杭を増工し、あわせて基礎地盤の負荷の軽減及び経済性を 考慮いたしまして、ブロック積に変更する必要が生じたため、改良杭の増額及び工期の変更 をするものでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

## 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

## ( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」の報告を求めます。

#### 土木建設課長

工事請負変更契約の報告をいたします。

お手元に配付しております資料をお願いします。表中1番の「オートレース駐車場調節池新設工事」でございますが、原契約金額7424万250円に283万2900円増額しまして、変更契約金額を7707万3150円とするものでございます。

その主な理由といたしまして、現地掘削の結果、既設の路盤が老朽化しており、工事による影響があったため、駐車場機能を確保するとともに表面排水も確保するため、新設構造物と現地舗装の取り付け範囲を増工したものでございます。

次に、表中2番の「黒岩・堤田線道路新設(3工区)工事」でございますが、原契約金額4840万5千円に270万4800円増額しまして、変更契約金額を5110万9800円とするものでございます。また、原契約期間、平成25年3月21日までを平成25年3月28日までとするものでございます。

その主な理由といたしまして、実施に当たり新設道路盛土へ予定していました現場内流用土が土質試験の結果、盛土に適さなかったため、残土処分工を増工、またその代替盛土材として本市発注の川島公営住宅造成工事より発生した良質土を流用いたしましたため、日程調整が必要となり、工期の変更をしたものでございます。

## 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

## ( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故について」の報告を求めます。

#### 土木管理課長

交通事故による交通事故発生について、ご報告いたします。

事故発生日時は平成25年4月17日水曜日、午後3時45分頃であります。事故発生場所は飯塚市川島地内、県道 幸袋・柏の森線の嘉穂東高校横の立岩交差点上でございます。

事故の概況といたしましては、土木管理課嘱託職員運転の公用車が国道200号バイパス 分岐路を飯塚方面から直方方面へ走行後、交差点を右折した際、公用車の左前方を進行して きた相手方車両と接触したものです。

損害の状況といたしましては、市側の運転手にけがはなく、同乗の職員は左肩打撲でした。 車両は左リアドア、左リアフェンダー他を破損いたしております。相手方につきましては、 両ひざの打撲、車両につきましてはフロントバンパー、左右フロントフェンダー他を破損し ております。

運転につきましては日ごろより安全運転に対する指導を行っておりますが、今後はさらなる指導、注意喚起を行います。

損害賠償につきましては、現在、相手方と協議をしているところでございます。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

## 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

## ( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「農業用水路における受傷事故について」の報告を求めます。

#### 都市建設部次長

お手元に見取図をお配りしております。新飯塚地内の農業用水路における事故について、 ご報告いたします。

本件事故は平成25年4月28日、午後3時25分頃、相手方、けがをされた方でございますが、60歳の女性の方が昼間に市道 新飯塚・川島2号線から市道 柏木町・熊野町1号線へ通り抜けようと、蓋のかかった用水路上を歩いていた際に、水路の上に段差箇所があり、そこにゴム製の黒いマットが敷かれてありました。その段差を乗り越えようと左足をかけたところ、そのマット状の物とともに水路内へ足を踏み抜き、左足首及び膝関節を捻挫、下肢側面に擦過傷を負ったものでございます。

この事故に係る損害賠償につきましては、現在、相手方と協議を行っております。

今後このような事故がないよう、農業施設の点検につきましては十分気をつけてまいります。

## 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

## ( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第二次行財政改革大綱(素案)について」の報告を求めます。

## 行財政改革推進課長

第二次行財政改革大綱(素案)について、ご報告いたします。

第二次行財政改革の取り組みにつきましては、平成18年度に策定しました行財政改革大綱の計画期間が平成22年度までであること、また、現在取り組んでおります行財政改革実施計画(第一次改訂版)の計画期間が平成25年度までであることから、合併特例措置の終了や社会経済情勢の変化等を考えた場合、今後も引き続き、行財政改革に取り組んでいく必要があることから、新たな行財政改革大綱及びこれに基づく行財政改革実施計画を策定することといたしております。

今回、大綱の策定に先立ち、大綱(素案)が附属機関である飯塚市行財政改革推進委員会での審議を経て作成されましたので、その概要を報告するものであります。

お手元の資料「第二次行財政改革大綱(素案)」をご覧ください。1ページをお願いいたします。本大綱(素案)は大きく「 第二次行財政改革大綱策定の背景と必要性」、「 行財政改革の基本的な考え方」、「 行財政改革の進め方」の3章で構成しております。

まず、「 第二次行財政改革大綱策定の背景と必要性」では、「1 行財政改革のこれまでの取り組み」を2ページに、「2 市のおかれている状況」を3ページから8ページにかけて記載しております。このうち「2 市のおかれている状況」では、3ページの「(1)市が抱える課題」として少子高齢化等の人口問題をはじめ、地域経済の低迷や地域コミュニティにおける課題など、本市を取り巻く社会的状況が一層厳しくなる中では、効果的、効率的な行政運営が必要である旨の記載をしております。同じく、4ページから8ページにかけましては、「(2)地方分権の推進」として地域の実情に応じた自主的取り組みの必要性、「(3)財政状況等」として「市税」、「地方交付税」、「人件費、公債費」、「財政調整基金、減債基金残高」の推移を現時点までの決算ベースでの実数値と、巻末に別表として添付しております財政見通しに基づく推計値により記載しております。なお、巻末の「別表 財政見通し」につきましては、昨年の12月議会開会中の全委員会において報告いたしました「財政見通し」の通

常分と特別事業分を合わせた表となっております。

次に、9ページから10ページにかけて「 行財政改革の基本的な考え方」を記載しています。9ページの「1 基本的な考え方」において、総合計画の都市目標像である「人が輝きまちが飛躍する 住みたいまち 住み続けたいまち」の実現のための行財政改革である旨の記載を行い、「2 基本方針」において、行財政改革を進める上での4つの基本方針「市民等との協働(パートナーシップ)による行政運営の推進」、「効果的で効率的な行政運営の推進」、「持続可能で健全な財政基盤の確立」、「時代に対応できる組織改革と人材育成の推進」を掲げ、「3 基本方針の考え方」においてそれぞれの内容を記載しております。

次に、11ページ「 行財政改革の進め方」の「1 期間」においては、大綱の期間は10年とし、大綱に基づく実施計画の期間は5年単位とする旨を記載しています。「2 目標」においては、先ほど説明いたしました4つの基本方針により行財政改革を進めることで達成される具体的目標として、「 平成35年度時点で財政調整基金(減債基金含)積立残高を標準財政規模の約20%、64億円以上とすること」、「 地方債の対象事業を計画的に実施し、臨時財政対策債及び災害復旧費を除く公債費を大綱期間中は70億円以内で推移するようにすること」、「 平成35年度時点で単年度収支を黒字化すること」を掲げています。

「3 推進体制」においては、大綱に基づく行財政改革の推進体制並びに進行管理と公表に ついて記載しております。

以上が第二次行財政改革大綱(素案)の概要でございます。

次に、市民意見募集につきましては、5月1日から5月21日までの期間におきまして、市ホームページ及び本庁、支所、各12地区公民館、イイヅカコミュニティーセンターにおいて募集し、期間中、7件の意見をいただきました。意見の内容としましては大綱(素案)そのものや、今後の行財政改革の必要性がわかりづらいというご意見が大半でございました。行財政改革において市民の皆様のご協力、ご理解は何より必要なものとなりますので、大綱策定の背景や必要性についてはさらに市民の皆様の理解が得られるよう、検討していきたいと考えております。

最後に、第二次行財政改革の取り組みに関する今後の予定でございますが、議会、市民の皆様の意見を踏まえた大綱の策定作業とあわせて、現在、庁内においては、大綱(素案)に基づく実施計画の策定に向けた職員提案並びにヒヤリング等の作業を進めておりますので、行財政改革推進委員会での十分な審議をいただき、8月を目途に大綱並びに実施計画を策定していきたいと考えております。

以上、報告を終わります。

# 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

#### ( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。 これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。